

<記入例>

# 洪水時等の避難確保計画

【施設名： ○○○○○○ 】

○○○ 年 ○ 月 ○ 日 作成

## 目次

| 項目                     | ページ |
|------------------------|-----|
| 1 計画の目的                | 1   |
| 2 計画の報告                | 1   |
| 3 計画の適用範囲              | 1   |
| 4-1 防災体制(災害想定が洪水の場合)   | 2   |
| 4-2 防災体制(災害想定が土砂災害の場合) | 3   |
| 5 情報伝達・訓練              | 4   |
| 6 避難誘導                 | 5   |
| 7 避難の確保を図るための施設の整備     | 7   |
| 8 防災訓練及び教育の実施          | 7   |
| 9 防災教育及び訓練の年間計画        | 8   |
| 以降の項目は市へ提出不要           |     |
| 10 利用者緊急連絡先一覧表         |     |
| 11 緊急連絡網               |     |
| 12 外部機関等の緊急連絡先一覧表      |     |
| 13 対応別避難誘導一覧表          |     |
| 14 防災体制一覧表             |     |
| 15 自衛水防組織の業務に関する事項     |     |

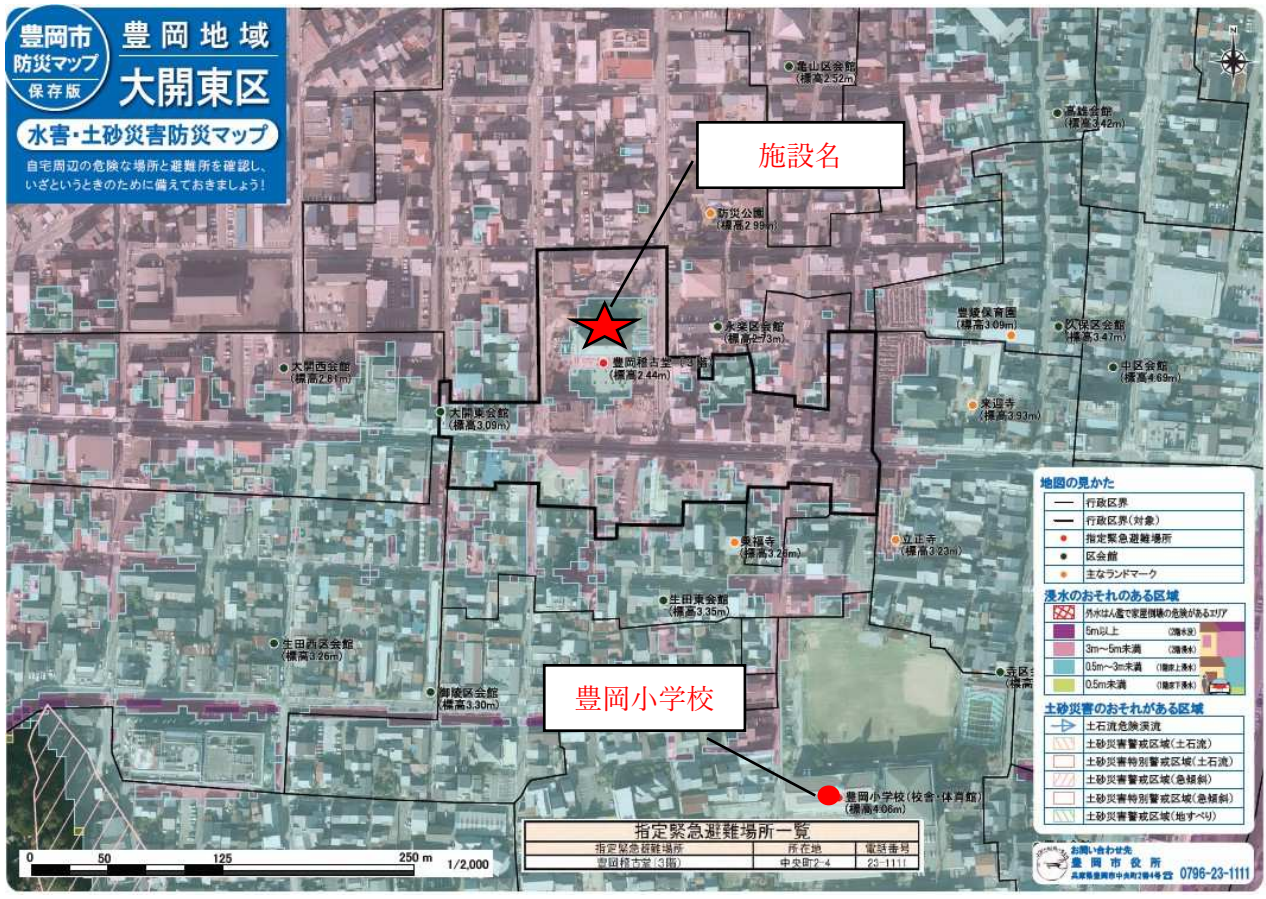
施設の災害想定合わせて  
参考にしてください。

# 【施設周辺の防災マップ】

施設所在地：豊岡市中央町2-4

施設構造：鉄筋コンクリート造 7階建て

施設における災害想定：0.5m～3.0m未満の浸水想定(2階まで浸水しない)



## 1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項(土砂災害防止法第8条の2)に基づき本施設の利用者の洪水時(土砂災害の恐れがある場合における)の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設職員や児童・生徒に対して、洪水に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直していくものとする。

## 2 計画の報告

計画を作成または見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を豊岡市長へ報告する。

## 3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

施設の状況

|    | 平日     |         | 休日    |        |
|----|--------|---------|-------|--------|
|    | 利用者    | 施設職員    | 利用者   | 施設職員   |
| 昼間 | 約 20 名 | 約 400 名 | 約 0 名 | 約 20 名 |
| 夜間 | 約 0 名  | 約 2 名   | 約 0 名 | 約 2 名  |

※利用者は最大の数を記載(おおよその数でもよい)

※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載

※夜間は入所部門の人数を記載

### ● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

### ● 事前休業の判断について

気象庁が会見を行うような大型台風が豊岡市に接近し、大雨等が予想される場合、臨時休業の判断を行う。

午前7時時点で、全県下または豊岡市に以下のいずれかが発令されている場合は、臨時休業とする。

- ・ 暴風警報
- ・ 洪水警報
- ・ 大雨特別警報

記入例です。休業判断があれば記入してください。  
福祉施設でデイサービスのみ休業する場合もその旨を記載してください。

#### 4-1 防災体制 **災害想定が洪水の場合**

連絡体制及び施設災害対策本部は、市が発する防災情報や施設が入手する各種情報に基づき以下のとおり設置する。

| 体制確立の判断時期  | 体制            | 活動内容   | 対応要員  |
|--|---------------|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風が近畿地方に接近する1日前</li> <li>・豊岡市が「災害警戒本部」を設置したとき。<br/>(※施設に影響を及ぼす可能性がある災害に係る本部設置に限る。)</li> </ul>  | <b>注意体制確立</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①気象情報・水位情報等の収集</li> <li>②指定職員の参集</li> <li>③保護者・家族への事前連絡</li> <li>④使用する資機材の準備</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>①総括・情報班</li> <li>②総括・情報班</li> <li>③総括・情報班</li> <li>④避難準備班</li> </ul>                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主避難所が開設されたとき</li> <li>・高齢者等避難(警戒レベル3)が発令されるおそれがあるとき。【円山川(立野地点※)の水位が4.5m(氾濫注意水位)を超えるおそれ】</li> </ul>  | <b>警戒体制確立</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①気象情報・水位情報等の収集</li> <li>②使用する資機材の準備</li> <li>③要配慮者の避難誘導準備</li> <li>④出勤可能な職員の参集</li> <li>⑤家族等への事前連絡</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>①総括・情報班</li> <li>②避難準備班</li> <li>③避難誘導班</li> <li>④総括・情報班</li> <li>⑤総括・情報班</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊岡市が高齢者等避難(警戒レベル3)以上を発令したとき。</li> <li>・円山川(立野地点)水位が4.5mに到達したとき。</li> </ul> <p><u>土砂災害警戒区域の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害の兆候を確認した時</li> <li>・土砂災害警戒情報発令</li> </ul> | <b>非常体制確立</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①要配慮者の避難誘導</li> <li>②施設全体の避難</li> </ul> <p>★避難指示が発令された場合も指定緊急避難場所へ避難させる。浸水等で避難が困難となった場合、<u>即刻水平避難活動を中止し、付近の建物等、できる限り高い場所に垂直避難させる。</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①全員</li> <li>②全員</li> </ul>  |

※記入例は「立野地点」の例です。河川の水位を基準とする場合、施設に近い観測点の水位を基準にしてください。別紙「国土交通省管理河川における基準水位と豊岡市の避難情報発令基準について」をご確認ください。

## 4-2 防災体制 **災害想定が土砂災害の場合**

連絡体制及び施設災害対策本部は、市が発する防災情報や施設が入手する各種情報に基づき以下のとおり設置する。

| 体制確立の判断時期   | 体制            | 活動内容  | 対応要員  |
|---|---------------|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風が近畿地方に接近する1日前</li> <li>・豊岡市が「災害警戒本部」を設置したとき。<br/>(※施設に影響を及ぼす可能性がある災害に係る本部設置に限る。)</li> </ul> | <b>注意体制確立</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①気象情報・水位情報等の収集</li> <li>②指定職員の参集</li> <li>③保護者・家族への事前連絡</li> <li>④使用する資機材の準備</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>①総括・情報班</li> <li>②総括・情報班</li> <li>③総括・情報班</li> <li>④避難準備班</li> </ul>                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主避難所が開設されたとき</li> <li>・高齢者等避難(警戒レベル3)が発令されるおそれがあるとき。<br/>大雨警報が発令された時</li> </ul>              | <b>警戒体制確立</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①気象情報・水位情報等の収集</li> <li>②使用する資機材の準備</li> <li>③要配慮者の避難誘導準備</li> <li>④出勤可能な職員の参集</li> <li>⑤家族等への事前連絡</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>①総括・情報班</li> <li>②避難準備班</li> <li>③避難誘導班</li> <li>④総括・情報班</li> <li>⑤総括・情報班</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊岡市が高齢者等避難(警戒レベル3)以上を発令したとき。</li> <li>・土砂災害の兆候※を確認した時</li> <li>・土砂災害警戒情報発令</li> </ul>         | <b>非常体制確立</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①要配慮者の避難誘導</li> <li>②施設全体の避難</li> <li>★避難指示が発令された場合も指定緊急避難場所へ避難させる。避難が困難となった場合、<u>即刻水平避難活動を中止し、付近の建物等、できる限り高い、崖から離れた場所に垂直避難させる。</u></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①全員</li> <li>②全員</li> </ul>  |

※土砂災害の兆候例 兆候を確認しに危険な場所へ行かないでください。

### 土石流

- ・雨が降っているのに川水位が下がる。
- ・山鳴りがする。
- ・川の水が濁る。 等

### 急斜面の崩壊(がけ崩れ)

- ・斜面に亀裂ができる。
- ・小石がパラパラと落ちてくる。
- ・斜面から湧水ができる。 等

### 地すべり

- ・山腹に亀裂ができる。
- ・電柱などが傾く。
- ・沢の水が濁る。 等

## 5 情報収集・伝達

### (1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

| 収集する情報 | 情報の例示             | 収集方法  |
|--------|-------------------|---|
| 洪水予報等  | 気象警報、津波情報         | 気象庁 HP※1、とよおか防災ネット(ひょうご防災ネット)※4、テレビ、ラジオ             |
|        | 洪水予報、水位到達情報       | 川の防災情報(河川の水位情報を確認)※2                                |
|        | 土砂災害警戒情報          | 兵庫県土砂災害危険度※3  |
|        | 避難情報              | 防災行政無線、とよおか防災ネット(ひょうご防災ネット)、緊急速報メール(エリアメール)、テレビ、ラジオ |
| その他    | 施設周辺の浸水状況         | 安全な場所からの目視での確認。                                     |
|        | 施設周辺における土砂災害の前兆現象 | 安全な場所から目視等で確認。                                      |

※1 <https://www.jma.go.jp/jp/kaikotan/>

※2 <https://www.river.go.jp/portal/#80>

※3 <http://sabo.civil.pref.hyogo.lg.jp/chiikidosya/>

※4 とよおか防災ネット(ひょうご防災ネット)にはぜひ登録をお願いします。

<https://www.city.toyooka.lg.jp/bosai/bosai/bosaimail/1012165.html>

職員の方が登録することで、避難情報等を共有するのに役立ちます。ぜひご登録をお願いします。

停電時は、防災行政無線、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

### (2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、洪水予報の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、保護者・家族等に「」（避難場所）へ避難することと、引き渡しは「」（避難場所）において行う。引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

「利用者緊急連絡先一覧表」、「緊急連絡網」⇒参照

## 6 避難誘導

### (1) 避難場所

- ・屋内安全確保【垂直避難】を行う場合

| 災害想定 | 避難階 | 部屋名     | 移動手段 |
|------|-----|---------|------|
| 洪水   | 2 階 | 食堂、大会議室 | 階段   |
| 土砂災害 | 2 階 | 食堂、大会議室 | 階段   |

- ・立ち退き避難【水平避難】を行う場合の避難場所

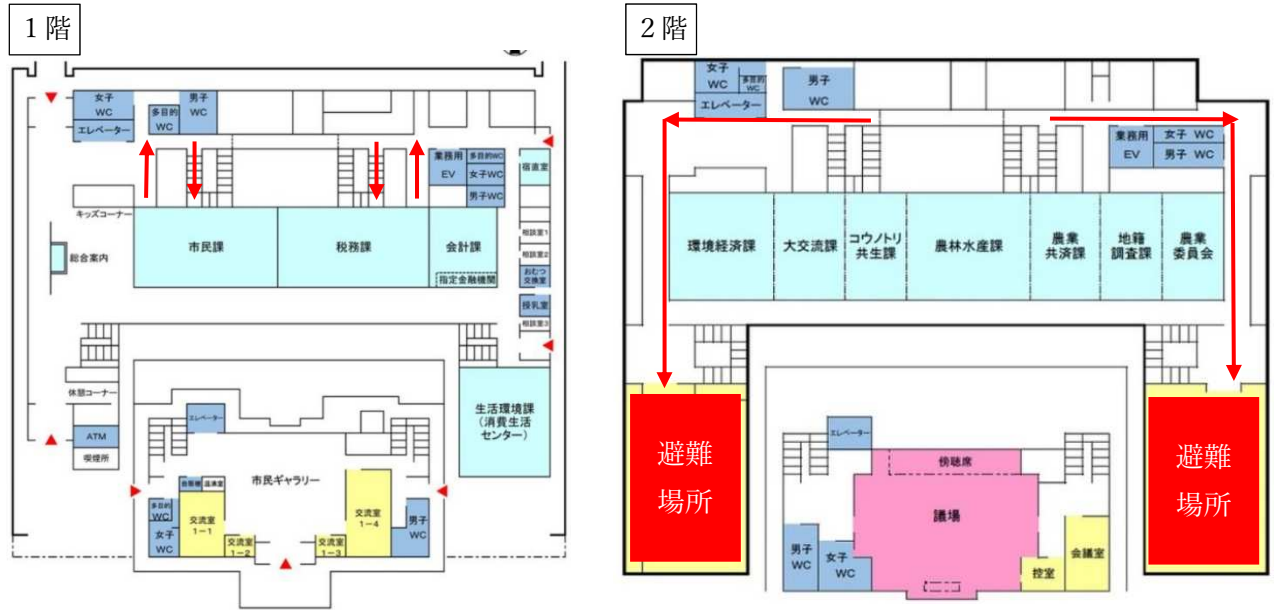
| 災害想定 | 避難場所名称 | 移動距離  | 移動手段 |     |
|------|--------|-------|------|-----|
|      |        |       | 徒歩   | 車   |
| 洪水   | 豊岡小学校  | 400 m | 10 分 | 5 台 |
| 土砂災害 | 豊岡小学校  | 400 m |      | 台   |

土砂災害警戒区域内の施設は基本、立ち退き避難になります。ただし、急な大雨等であらかじめ決めていた避難場所へ行くことが困難となった場合の屋内安全確保場所も記載してください。  
屋内で安全確保する場合は2階以上のなるべく崖から離れた場所を選ぶこと



(2) 避難経路

- ・屋内安全確保



- ・立ち退き避難【水平避難】を行う場合の避難場所



避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

## 7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

|          | 備蓄品   |
|----------|---|
| 情報収集・伝達  | テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー                                 |
| 避難誘導     | 名簿（施設職員、利用者）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料 |
| 施設内の一時避難 | 水（1人あたり9リットル）、食料（1人あたり9食分）、寝具、防寒具   |
| 衛生器具     | おむつ・おしりふき、タオル、ウエットティッシュ、マスク、ゴミ袋   |
| 医薬品      | 常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏  |
| その他      |   |

| 浸水を防ぐための対策 |
|------------|
| 土嚢、止水板 等   |

## 8 防災訓練及び教育の実施

訓練は本計画に基づき実施する。訓練実施後は本計画の実効性を高めるため、見直しを行い計画の修正を行う。

- ・毎年4月に新規採用職員を対象に研修を実施する。
- ・毎年5月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

### 防災学習

- ・10月に防災学習を実施。

計画に基づく訓練を実施した場合、豊岡市（防災課）へ報告する。

9 防災教育及び訓練の年間計画

1年を通じて、「体制整備・確認」→「訓練」→「計画の見直し」のサイクルを行い、より実行性のある避難計画になるような、年間計画を立ててください。

避難確保計画の作成＝防災体制の確立



|                   |  |      |
|-------------------|--|------|
| 新規採用職員への防災教育      | ○避難確保計画の確認<br>○過去の災害体験や災害に対する知恵の伝承       | 4月予定 |
| 利用者、利用者の家族等への避難説明 | ○水害・土砂災害の危険性や避難場所の確認<br>○緊急時の対応等、保護者への説明 | 4月予定 |



|        |  |      |
|--------|--|------|
| 情報伝達訓練 | ○職員の緊急連絡網の整備(人事異動・新規採用職員)<br>○保護者への情報伝達手段の確認 | 5月予定 |
|--------|--|------|



|      |                                       |      |
|------|---------------------------------------|------|
| 避難訓練 | ○防災体制と役割分担の確認と試行<br>○全員が避難するまでの時間計測 等 | 6月予定 |
|------|---------------------------------------|------|



|      |                   |       |
|------|-------------------|-------|
| 防災教育 | ○台風23号メモリアル学習会を実施 | 10月予定 |
|------|-------------------|-------|



|           |                                  |       |
|-----------|----------------------------------|-------|
| 避難確保計画の更新 | ○避難訓練の実施に基づき、必要に応じて避難確保計画の見直しを実施 | 11月予定 |
|-----------|----------------------------------|-------|



避難確保計画修正＝防災体制の確立

訓練実施報告を豊岡市防災課に報告。また訓練の結果を受け、計画の見直しを行った場合は併せて市へ報告する。